

第76期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年3月27日（月）
午後1時30分

場所

東京都中央区日本橋茅場町1丁目5-8
東京証券会館 8階

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件



証券コード 4251
2023年3月10日
(電子提供措置の開始日 2023年3月6日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋茅場町2丁目10番5号
恵 和 株 式 会 社
代表取締役社長 長 村 恵 式

第76期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第76期 定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.keiwa.co.jp>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から当日のご出席をお控えいただきたく、できる限り書面又はインターネット等による議決権の行使をお願いしております。ご協力いただける場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁のご案内に従って、**2023年3月24日（金曜日）午後6時**までに到着するようご送付又はご入力くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月27日(月曜日) 午後1時30分(受付開始 午後1時)
 2. 場 所 東京証券会館 8階
東京都中央区日本橋茅場町1丁目5-8
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第76期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第76期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

- ◎本総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきま
す。

株主向け事業説明会のご案内

本定時株主総会終了後、当社グループの事業内容等について一層のご理解を深めていただきたく、下記のとおり「株主様向け事業説明会」を開催いたしますので、お時間の許す株主様には定時株主総会とあわせてご参加賜りますようご案内申し上げます。

1. 日 時 本定時株主総会の終了後の1時間程度を予定しております。
2. 場 所 本定時株主総会と同じ会場

なお、上記の「株主様向け事業説明会」は本定時株主総会にご出席の株主様を対象としておりますので、ご了承ください。

議決権行使についてのご案内

株主様におかれましては、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

○株主総会への出席

株主総会開催日時 2023年3月27日（月曜日）午後1時30分
場 所 東京証券会館 8階
東京都中央区日本橋茅場町1丁目5-8

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

○書面（郵送）による議決権行使

議決権行使期限 2023年3月24日（金曜日）午後6時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

○インターネット等による議決権行使

議決権行使期限 2023年3月24日（金曜日）午後6時まで

同封の議決権行使書用紙に表示された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォン又はタブレット端末で読み取っていただくか、パソコンから当社指定の議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力してログインのうえ、行使期限までにご行使ください。

郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

○議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、企業価値の中長期的向上のための内部留保等を総合的に勘案のうえ、安定的に配当することを基本方針としております。

第76期の期末配当につきましては、当社の配当方針に基づき当期の業績等を勘案したうえで、普通配当25円に特別配当25円及び「地球の絆創膏本部淡路ベース」の操業開始記念配当25円を加えた1株当たり75円とし、以下のとおり実施いたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき75円00銭
(普通配当25円、特別配当25円、記念配当25円)
総額722,130,000円
(注) 当社は、2023年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。当期(第76期)の期末配当につきましては、配当基準日が2022年12月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年3月28日

第2号議案 取締役9名選任の件

現任取締役9名は、本総会終結の時をもって全員任期が満了いたしますので、新たに社外取締役4名を含む9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1 再任	おさむら けいいち 長村 恵 弼 (1947年11月18日)	1970年4月 恵和商工(株) (現 恵和(株)) 入社 1974年3月 当社取締役 1977年3月 当社常務取締役 1982年3月 当社専務取締役 1986年3月 当社代表取締役副社長 1991年3月 当社代表取締役社長 (現任)	3,384,200株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり当社及びグループ会社の経営に携わるとともに、当社グループの事業拡大や、今後の成長に必要な基盤整備を進めるなど、豊富な経験と実績を有しています。1991年3月より代表取締役社長として当社の経営を担っており、経営全般の総括が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
2 再任	あしかが まさお 足利 正 夫 (1976年12月28日)	2000年4月 当社入社 2008年12月 当社経営企画室長 2011年4月 当社執行役員 2012年6月 当社取締役 2014年10月 当社取締役 戦略推進本部本部長 2015年7月 当社取締役 マーケティング本部本部長 2018年3月 当社常務取締役 マーケティング本部本部長 2020年3月 当社常務取締役 ASBIC本部本部長 2021年3月 当社常務取締役 生産イノベーション管掌 2022年2月 当社常務取締役 生産イノベーション管掌兼地球の絆創膏本部本部長 2023年1月 当社取締役副社長 生産イノベーション管掌兼地球の絆創膏本部本部長 (現任)	123,136株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり販売の最前線で実績を挙げるとともに、主に営業部門の要職を歴任した豊富な経験と高度な見識を併せ持っており、当社グループの持続的成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3 再任	あおやま えいいち 青山 英一 (1956年6月22日)	2019年 6月 当社入社 2019年10月 当社マーケティング本部副本部長 2020年 3月 当社常務取締役 マーケティング本部本部長 2021年 3月 当社常務取締役 マーケティング管掌 (現任)	1,051株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、製紙メーカーで多岐にわたる部門の要職を歴任した豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社においても的確な意思決定の実施とリーダーシップを発揮してきた実績から、当社グループの持続的成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			
4 再任	かわしま なおこ 川島 直子 (1972年11月11日)	1996年 4月 当社入社 2013年 4月 当社社長室部長 2014年 6月 当社人事総務ユニット部長 2014年10月 当社管理本部副本部長 2016年 1月 当社取締役 管理本部副本部長 2020年 6月 当社取締役 管理本部副本部長兼人事総務部 部長 2021年 3月 当社常務取締役 管理・購買管掌兼管理本部 本部長 (現任)	36,063株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社及びグループ会社の経営に携わるとともに、主に管理部門の要職を歴任した豊富な経験と高度な見識を併せ持っており、当社グループの持続的成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5 再任	吉 岡 佑 樹 (1981年9月12日)	2012年 7月 当社入社 2017年 4月 当社経理部部长 2020年 3月 当社取締役 経理部部长 2021年 3月 当社取締役執行役員 管理本部本部長代理兼 財務部部长 (現任)	5,967株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、入社以来、経理・財務部門に携わり、会計全般の専門的知見と豊富な経験を有しております。当社グループの持続的成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
6 再任 社外 独立	さ か づ め ゆ う 坂 爪 裕 (1966年2月7日)	2004年 4月 経営学博士 2006年 4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 助教授 2012年 4月 同大学院経営管理研究科 教授 2019年 3月 当社取締役 (現任) 2021年10月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 委員長 (現任) 2021年10月 同大学ビジネス・スクール 校長 (現任)	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、慶應義塾大学大学院経営管理研究科の委員長であり、生産政策・生産マネジメントをはじめとする分野について幅広く卓越した知見と豊富な経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、引き続き社外取締役候補者いたしました。同氏には、経営における専門的見地から、経営全般に関する意思決定への関与、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行っていただくことを期待しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。</p> <p>【独立役員に関する事項】 当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	まつもと ゆみこ 松 本 由美子 (1948年3月6日)	1996年 9月 JANZ Ladies'Group (日・豪・ニュージ ランド レディース グループ) 会長 2002年 5月 貝絵個展主催 (恵比寿、東京) 2003年 7月 ユニセフグリーティングカード採用 2006年 7月 同上 2006年11月 貝絵写真集「雅への誘い」出版 2009年 9月 「IRO IRO NIPPON」出展 (ヴェリニユス 美術館、リトアニア) 2011年 6月 「第2回日本芸術祭」出展 (Ozas、リトア ニア) 2021年 3月 当社取締役 (現任)	0株
再任 社外 独立	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、日本画家として長年にわたり格調高く独創性にあふれる作品を生み出し、日本文化の素晴らしさを世界に発信して来られました。また、その語学力を生かしてニュージーランドやリトアニアといった国々との友好親善活動に尽力されて来た他、ユニセフを通じてグローバルな社会貢献活動にも携わって来られました。その豊富な経験と実績に鑑み、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏には、美術的分野における専門的見地から、経営ビジョンにおける助言と多角的な視点を活かした経営に対する提言を行っていただくことを期待しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。</p> <p>【独立役員に関する事項】 当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
8 再任 社外 独立	青 洋 一 (1957年6月10日)	1985年4月 株式会社大周建設 専務取締役 2001年4月 同社 代表取締役社長(現任) 2021年3月 当社取締役(現任)	0株
	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、株式会社大周建設の代表取締役を務められた経歴から、豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏には、他社の代表取締役社長としての経験に基づき、経営における専門的見地から、取締役の職務執行に対する提言を行っていただくことを期待しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。</p> <p>【独立役員に関する事項】 当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>		
9 新任 社外 独立	米 田 紀 子 (1975年6月30日) (戸籍上の氏名：大島紀子)	2014年10月 兵庫県弁護士会登録 TMI総合法律事務所神戸オフィス勤務 2018年4月 武庫川女子大学非常勤講師(現任) 2020年7月 神戸グレース法律事務所開設(現任)	0株
	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的知見と豊富な経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、新たに社外取締役候補者といたしました。同氏には、弁護士としての豊富な経験、見識に基づき、法務における専門的見地から、経営における助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しております。</p> <p>【独立役員に関する事項】 当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているため、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任された場合、同氏を独立役員とする予定であります。</p>		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、坂爪裕、松本由美子、青洋一及び米田紀子の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役候補者坂爪裕氏、松本由美子氏及び青洋一氏との間で、現任社外取締役として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、取締役候補者米田紀子氏の選任が承認された場合、当社は同様の当該責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

現任監査役3名は、本総会終結の時をもって全員任期が満了いたしますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1 新任	おおきた のぶひろ 大北 信弘 (1961年5月10日)	1980年4月 恵和商工(株) (現 恵和(株)) 入社 2000年4月 当社MSC部長 2010年12月 当社滋賀工場工場長 2013年4月 当社MSC情報管理ユニットユニットリーダー 2019年4月 当社管理本部情報システム部部长 2022年12月 当社監査役室 (現任)	23,000株
<p>【監査役候補者とした理由】 同氏は、当社入社以来システム部門に携わり、製造部門の工場長を経て、当社における生産及び情報システム全般の専門的知見と、豊富な経験を有していることから、これらの経験、見識を活かして実効性の高い監査ができると判断し、新たに監査役候補者としてしました。</p>			
2 再任 社外 独立	こばやし まさかず 小林 雅和 (1948年9月19日)	1978年11月 監査法人第一監査事務所 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 1982年3月 公認会計士登録 2011年7月 小林公認会計士事務所開設 所長 (現任) 2014年3月 当社顧問 2015年3月 当社監査役 (現任)	0株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての専門的知見と豊富な経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。</p> <p>【独立役員に関する事項】 当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外監査役に再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3 再任 社外 独立	やまもと みあい 山本美愛 (1981年7月5日)	2016年12月 大阪弁護士会 弁護士登録 2017年 1月 弁護士法人法円坂法律事務所 入所（現任） 2021年 3月 当社監査役（現任）	0株
	<p>【社外監査役候補者とした理由】 同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的知見と豊富な経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。</p> <p>【独立役員に関する事項】 当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外監査役に再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>		

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小林雅和氏及び山本美愛氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、社外監査役候補者小林雅和氏及び山本美愛氏との間で、現任社外監査役として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

ご参考：本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）が有する専門性と経験

	氏名	企業 経営	営業・ マーケ ティン グ	研究開 発・技 術・イ ノベー ション	製造・ 品質管 理	芸術・ 文化	会計・ ファイ ナンス	人事労 務・人 材開発	リスク 管理・ コンプ ライア ンス・ ガバナ ンス	グロー バル 経験
取締 役	長村 恵弐	○	○	○					○	○
	足利 正夫	○	○	○	○					○
	青山 英一	○	○							○
	川島 直子							○	○	
	吉岡 佑樹						○		○	
	坂爪 裕	○				○				
	松本 由美子						○			○
	青 洋一	○	○	○						
	米田 紀子								○	
監 査 役	大北 信弘				○				○	
	小林 雅和	○					○			
	山本 美愛							○	○	○

(注) 上記一覧表は、各候補者が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
川上光保 (1946年12月3日)	1993年4月 住友信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株式会社) 海外事務部長 2000年4月 住信ビジネスサービス株式会社(現三井住友トラストビジネスサービス株式会社) 外為センター部長	0株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり信託銀行で多岐にわたる部門の要職を務められた経歴から、豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、補欠の社外監査役候補者としたしました。なお、同氏は、過去に社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		
【独立役員に関する事項】 当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているため、本議案が承認可決され、同氏が社外監査役に就任された場合、同氏を独立役員とする予定であります。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 川上光保氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 川上光保氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。

以上

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済・社会活動の制限が徐々に緩和されつつあるものの、中国における都市封鎖や、ロシアのウクライナ侵攻の長期化に伴う世界的な経済成長率の鈍化、物価上昇に伴う原燃料価格の高騰に加えて、急激な円安の進行やその後の円高への揺り戻しなど、先行きの不透明な状況が続きました。

このような経済状況におきまして、当社グループは、スマートフォンやノートPCの市場低迷があったものの、上位機種ノートPCやタブレット用を中心とする光学製品やクリーンエネルギー関連製品などの高付加価値製品の販売促進活動を世界各地の拠点で強化するとともに、生産性の向上と新規事業に対する研究開発に努めました。また、生活・環境イノベーション事業において差別化製品の開発・生産を強力に推進するために、SATC K-Site (旧九州工場) に引き続き、SATC T-Site (旧東京工場) の機能を滋賀ATセンターに集約いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は21,102百万円 (前期比16.4%増)、経常利益6,202百万円 (前期比78.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益4,860百万円 (前期比89.2%増) となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

なお、当社グループの報告セグメントは、当連結会計年度より、「光学シート事業」、「生活・環境イノベーション事業」、「地球の絆創膏事業」の3事業区分に変更し、当社グループの経営状況をより適切に表示することといたしております。「生活・環境イノベーション事業」、「地球の絆創膏事業」の報告セグメントの名称につきましては、「生活・環境イノベーション事業」は、人々の生活に役立ち、地球環境の保護に貢献する革新的な製品・サービスを提供する、「地球の絆創膏事業」は、様々な構造物に「KYÖZIN®」を絆創膏のように貼ることで長期間保護し地球をレスキューする、という事業コンセプトを明確に表現することを念頭に置いて決定いたしております。

【光学シート事業】

ノートPC・タブレット向けでは、第2四半期の中国上海地区を中心とする都市封鎖（ロックダウン）の影響による一時的な販売減少などはあったものの、高性能な直下型ミニLED液晶ディスプレイ向けに新規開発した複合拡散板「オパスキ®」が、前連結会計年度に引き続き概ね順調な売上を維持したほか、光拡散フィルム「オパルス®」についても、従来型の液晶ディスプレイの高精細化に寄与する高性能な当社製品の採用が増えたことなどから、売上が増加いたしました。その一方、スマートフォン向けでは、一部の機種で液晶ディスプレイから有機ELディスプレイへの変更が進んだことなどから光拡散フィルム「オパルス®」の売上が減少いたしました。利益面においては、売上の増加に加え、高付加価値製品の販売構成比が前年比で増加し収益性が向上したことや、為替相場が円安基調で推移したことなどにより、大きく伸ばいたしました。

以上のことから、光学シート事業の売上高は17,462百万円（前期比25.2%増）、セグメント利益8,700百万円（前期比61.4%増）となりました。

【生活・環境イノベーション事業】

前連結会計年度中に実施した事業再構築の一環として高品質による差別化が可能な製品に絞り込んだことなどにより、生活・環境イノベーション事業全体の売上は減少いたしました。また、前連結会計年度に引き続き、クリーンエネルギー車や医療・衛生向けの特種フィルム製品など、高い成長が見込まれる分野での販売拡大に注力し、製品構成の変化による収益性向上に努めました。しかしながら、SATC K-Site(旧九州工場)及びSATC T-Site(旧東京工場)の滋賀ATセンターへの機能集約などの事業再編に伴う費用の増加や、製造が停止する集約期間中の供給責任を果たすために前連結会計年度に増加した製品在庫が出荷により減少したことなどから、収益は一時的に悪化いたしました。

以上のことから、生活・環境イノベーション事業の売上高は3,615百万円（前期比13.5%減）、セグメント損失93百万円（前期同期比セグメント利益136百万円）となりました。

【地球の絆創膏事業】

当連結会計年度から屋根用保護シート「KYŌZIN Re-Roof®」の量産販売を開始いたしました。展示会への出展やセミナーの開催などを通じて、戸建て住宅に加えて工場建屋や倉庫、店舗等の大型案件のお引合いやご注文が増加傾向を続けており、普及の初期に入っております。また、需要の増加に対応し、生産能力の確保や製品価値の更なる向上のための開発・製造拠点として兵庫県淡路市に「地球の絆創膏本部淡路ベース」を新設するなど、将来に向けた先行投資を実施いたしました。

以上のことから、地球の絆創膏事業の売上高は25百万円、セグメント損失97百万円となりました。

事業別売上高

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額	構成比	金額	構成比
	百万円	%	百万円	%
光学シート事業	13,951	77.0	17,462	82.7
生活・環境イノベーション事業	4,178	23.0	3,615	17.1
地球の絆創膏事業	—	—	25	0.1
合 計	18,130	100.0	21,102	100.0

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は2,396百万円であり、その主なものは、光学シート事業における設備新設及び地球の絆創膏事業における建屋新設等であります。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、高品質、高性能製品の販売を強化することで、利益志向の経営を行ってまいります。「グローバル・ニッチ」市場に注力し、強みを生かせる領域に集中しつつ、新たな事業の創出や拡大を目指します。「ウルトラプレジジョン経営（マーケティング・生産）」により、市場が求める価値をタイムリーに提供することによって、新規事業の推進や既存事業の販売拡大、収益性の向上を実現し、確実な利益の確保に努めます。同時に、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスを経営の重要課題と位置づけ、CSV（Creating Shared Value）及び経営基盤（安全、品質、セキュリティ、情報インフラ）の強化を図ります。さらに、イノベーションを追求するAKI（All KEIWA Innovation）活動を継続し、モチベーションと生産性を高める人事戦略の実行を継続いたします。

なお、事業別には以下のとおり対応してまいります。

【光学シート事業】

ノートPCやタブレットに加えて、市場の拡大が見込まれる車載ディスプレイやVR機器、高性能モニター用途などへの選択的集中マーケティングを継続いたします。特に、高い技術力が要求される高付加価値ゾーンをターゲットとして、直下型ミニLED液晶ディスプレイ向けの複合拡散板「オパスキ®」や、VR機器に使用される特殊な光学シートなど、高品質・高性能な製品を高精度で開発・製造し、従来型の液晶ディスプレイ向け拡散フィルムに限らず、様々な用途でシェアを向上させることで収益性向上を実現いたします。また、製造工程の自動化・省人化などを含めた生産体制の拡充を推進いたします。

【生活・環境イノベーション事業】

従来からの防錆紙、建材、工程紙、農業資材等の安定事業については、引き続き収益性の向上に努めてまいります。加えて、精密加工技術により差別化が可能であり、今後伸長が見込まれるクリーンエネルギー自動車や、医療・衛生分野向けの高品質・高機能な特殊フィルムの開発及び販売拡大を図り、高付加価値製品の構成比率を高めてまいります。

【地球の絆創膏事業】

当連結会計年度に引き続き、積極的な各種展示会への出展やセミナーの開催を継続し、さらなる認知度の向上と販売の拡大を目指します。また、「KYŌZIN Re-Roof®」が他の工法に比べて有する、短い工期で簡便に補修できること、メンテナンスが長期間不要でありライフサイクルコストが低いこと、軽量であるため建物への負担が少なく建物自体が長持ちすることなどの優位性に加えて、遮熱性の向上による建物の空調効率の向上や施工現場で発生する廃棄物の削減などにより、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーの実現にも貢献できることを、当社が提供する価値としてより一層訴求してまいります。屋根や土木インフラの補修における画期的な工法である「KYŌZIN Re-Roof®」がデファクトスタンダードとなることを目指し、「淡路ベース」においては、今後の需要増加に対応する供給能力を確保します。さらに製品力を向上させ、新しい価値を提供するための開発を進めるとともに、海外市場への進出を視野に入れたマーケティング活動を開始いたします。

このような施策によって高付加価値製品の比率を高め、将来にわたる持続的成長を目指してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第73期 2019年12月期	第74期 2020年12月期	第75期 2021年12月期	第76期 2022年12月期
売 上 高 (千円)	15,823,348	14,735,937	18,130,734	21,102,765
経 常 利 益 (千円)	945,151	996,406	3,467,649	6,202,415
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	692,338	740,819	2,569,629	4,860,906
1株当たり当期純利益 (円)	54.77	46.70	144.79	252.46
総 資 産 (千円)	15,260,991	17,655,074	28,771,385	29,332,857
純 資 産 (千円)	4,999,129	7,213,776	14,146,463	18,907,551
1株当たり純資産額 (円)	323.89	409.86	735.60	981.86

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。
2. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第73期（2019年12月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
恵和光電材料（南京）有限公司	44,389千人民元	100.0%	光学製品の加工及び販売
台湾恵和股份有限公司	5,000千台湾ドル	100.0	光学製品の販売
ソウル恵和光電株式会社	200百万ウォン	100.0	光学製品の販売
KEIWA Incorporated USA	60千米ドル	100.0	光学製品の販売

(7) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

事業部門	事業内容
光学シート事業	光学シート（オパルス®、オパスキ®等）の製造及び販売
生活・環境イノベーション事業	包装資材、工程紙・建材、農業資材、クリーンエネルギー資材、医療・衛生用フィルム等の製造及び販売
地球の絆創膏事業	住宅・インフラ保護資材（KYŌZIN®、KYŌZIN Re-Roof®）の製造及び販売

(8) 主要な営業所および工場（2022年12月31日現在）

①当社の主要拠点

名称	所在地
東京本社	東京都中央区
大阪本社	大阪市中央区
和歌山テクノセンターⅠ・Ⅱ	和歌山県日高郡
和歌山テクノセンターⅢ	和歌山県御坊市
滋賀ATセンター（SATC）	滋賀県東近江市
VCC（Value Creation Center）	京都府相楽郡
地球の絆創膏本部淡路ベース	兵庫県淡路市

②海外子会社の主要拠点

名 称	所 在 地
惠 和 光 電 材 料 (南 京) 有 限 公 司	中国 江蘇省南京市
台 湾 惠 和 股 份 有 限 公 司	台湾 台北市
ソ ウ ル 惠 和 光 電 株 式 会 社	韓国 ソウル特別市
KEIWA Incorporated USA	米国 カリフォルニア州

(9) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
男 性	260名 (25名)	2名 (一名)
女 性	50名 (31名)	4名 (7名)
合 計	310名 (56名)	6名 (7名)

(注) 従業員数は就業人員数であり、契約社員及び臨時従業員の人員数は()内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社十六銀行	1,167百万円
株式会社商工組合中央金庫	1,052百万円
株式会社三菱UFJ銀行	789百万円
株式会社滋賀銀行	673百万円
株式会社紀陽銀行	406百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	23,000,000株
(2) 発行済株式の総数	9,628,400株 (自己株式314株を除く。)
(3) 株主数	8,699名
(4) 大株主 (上位10名)	

株主名	持株数	持株比率
長村 恵 式	3,384,200株	35.1%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	772,800株	8.0%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	234,500株	2.4%
足利 正 夫	123,136株	1.2%
江田 徐 紅	116,000株	1.2%
NOMURA INTERNATIONAL PLC A / C JAPAN FLOW	105,464株	1.0%
中島 由 起	100,000株	1.0%
恵和従業員持株会	95,100株	0.9%
石田 憲 次	80,000株	0.8%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	76,822株	0.7%

- (注) 1. 持株比率は、小数点以下第2位を切り捨てて算出しております。
 2. 持株比率は、自己株式 (314株) を控除して計算しております。
 3. 上記株主の英文名は、(株)証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。
 4. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、発行可能株式総数は46,000,000株、発行済株式の総数は19,256,800株 (自己株式628株を除く。) となっております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	1,277株	4名

- (注) 1. 社外取締役及び監査役へは、株式を交付していません。
 2. 当事業年度中に、執行役員7名に対し当社株式1,602株を交付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

2022年4月28日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行により、発行済株式の総数が2,879株、資本金及び資本準備金がそれぞれ7,111,130円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長 村 恵 弐	
常務取締役	足 利 正 夫	生産イノベーション管掌 地球の絆創膏本部本部長
常務取締役	青 山 英 一	マーケティング管掌
常務取締役	川 島 直 子	管理・購買管掌 管理本部本部長
取 締 役	吉 岡 佑 樹	管理本部本部長代理 財務部部長
取 締 役	高 野 裕 士	高野法律事務所 弁護士
取 締 役	坂 爪 裕 裕	慶應義塾大学大学院経営管理研究科 委員長 慶應義塾大学ビジネス・スクール 校長
取 締 役	松 本 由 美 子	
取 締 役	青 洋 一	株式会社大周建設 代表取締役社長
常勤監査役	小 林 俣 朗	
監 査 役	小 林 雅 和	小林公認会計士事務所 所長
監 査 役	山 本 美 愛	弁護士法人法円坂法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役高野裕士氏、坂爪裕氏、松本由美子氏及び青洋一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小林雅和氏及び山本美愛氏は、社外監査役であります。
3. 監査役小林雅和氏は、公認会計士の資格を有しており、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役高野裕士氏、坂爪裕氏、松本由美子氏、青洋一氏及び監査役小林雅和氏、山本美愛氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしているため、独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度末日後に以下の取締役の地位の異動がありました。

氏 名	新	旧	異動年月日
足利 正夫	取締役副社長	常務取締役	2023年1月25日

責任限定契約の内容の概要

当社が定款に基づき社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任については、取締役及び監査役の職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、限度額を超える部分については責任を負わない。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2023年11月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補されないこととしております。

取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 当社は、指名・報酬等諮問委員会の答申に基づき、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を次のとおり決議しております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、取締役会から委任された指名・報酬等諮問委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行った上で決定しております。

①基本報酬に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く。以下この段落について同じ。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし役位、職責、前年度の当該役員の職務の執行状況に対する評価、他社水準、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

②業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績目標を達成するための短期インセンティブとして業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益、各部門の目標等に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、年度末に支給するものとしております。

目標となる業績指標とその値は、経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとしております。

③非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬とし、各事業年度の一定の時期に、上記の各取締役の賞与の算定において基本となる額に応じて定めた額の金銭を支給し、譲渡制限付の普通株式と引換えにする払込みに充てるものとしております。譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの期間を譲渡制限期間とし、取締役が、当社の取締役会で別途定める期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除することとしております。

④報酬等の割合に関する方針

報酬等の額に対する基本報酬（金銭報酬）の額の割合の目安は90%から95%、非金銭報酬等の額の割合の目安は、5%から10%としております。

⑤報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき指名・報酬等諮問委員会の議長を務める取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の月例報酬の額および賞与の評価配分としております。

2. 社外取締役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬及び、毎年12月に支給される賞与のみとしております。なお、退職慰労金及び株式取得型報酬は支給していません。

(2) 監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬及び、毎年12月に支給される賞与のみとしており、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定してしております。なお、株式取得型報酬は支給していません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			支給人数
		基本報酬等	賞与	譲渡制限付 株式報酬等	
取締役	155,170	99,420	49,540	6,210	9名
(うち社外取締役)	(23,910)	(17,520)	(6,390)	(-)	(4名)
監査役	18,925	14,550	4,375	-	3名
(うち社外監査役)	(9,000)	(6,900)	(2,100)	(-)	(2名)
合 計	174,095	113,970	53,915	6,210	12名

- (注) 1. 役員の報酬限度額は、2011年6月26日開催の第64期定時株主総会において、一事業年度当たりの金銭報酬に関する支給限度額を、取締役の報酬等の額として300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）、監査役の報酬等の額として30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役は0名）、監査役の員数は、2名（うち社外監査役は2名）です。
- また、上記報酬とは別枠で、2021年3月25日開催の第74期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付の付与のために支給する金銭報酬の支給限度額を30百万円以内、付与を受ける譲渡制限付株式の総数は年3万株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、5名です。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
3. 譲渡制限付株式は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役高野裕士氏は、高野法律事務所の弁護士を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

取締役坂爪裕氏は、慶應義塾大学大学院経営管理研究科の委員長及び慶應義塾大学ビジネス・スクールの校長を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

取締役青洋一氏は、株式会社大周建設の代表取締役社長を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

監査役小林雅和氏は、小林公認会計士事務所の所長を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

監査役山本美愛氏は、弁護士法人法円坂法律事務所の弁護士を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	高野 裕士	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、弁護士としての豊富な経験、見識に基づき、法務における専門的見地から、経営における助言・提言を行っております。
取締役	坂爪 裕	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、経営における専門的見地から、経営全般における助言・提言を行っております。
取締役	松本 由美子	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、美術的分野における専門的見地から、経営ビジョンにおける助言・提言を行っております。
取締役	青 洋一	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、経営における専門的見地から、経営全般における助言・提言を行っております。
監査役	小林 雅和	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに、また、監査役会15回すべてに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
監査役	山本 美愛	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに、また、監査役会15回すべてに出席し、主に弁護士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	39百万円
うち、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	38百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	39百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、「新収益認識基準導入に係る助言・指導業務」を依頼し、対価を支払っております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を取締役会により定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a)コンプライアンスに関する体制を整備するため、コンプライアンスに係る規程の制定、委員会の設置、取締役・使用人教育等を行うものとする。
 - (b)取締役は内部監査部門を通じて、定期的に内部監査を実施するものとする。内部監査部門は、監査の方針、計画について監査役と事前協議を行い、その監査結果を定期的に報告する等、監査役と緊密に連携するものとする。
 - (c)子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、子会社の取締役及び使用人に対して当社の基本規程に準じた教育、研修等を行うものとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、取締役会議事録、稟議書、その他その職務の執行に係る情報を、文書管理規程の定めるところに従い適切に保存し、かつ管理するものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループのリスク管理に関する体制を整備するためのリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築するものとする。また、当社は子会社のリスク管理について、指導・助言を行うものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a)取締役会規程に基づき、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、経営方針及び経営戦略に関する重要事項や業績の進捗について討議の上、対策を講ずるものとする。
 - (b)業務執行に関して、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程等による適切な権限の委譲により、効率的な取締役の職務の執行を行うものとする。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a)子会社における業務の適正及び経営管理に適用する関係会社管理規程を定め、これを基礎として子会社で諸規程を定めるものとし、当社は子会社の取締役等及び使用人を指導するとともに、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
 - (b)取締役は、子会社において、法令違反その他経営管理に関する重要事項を発見した場合は、適切な対応・対策を行い、監査役との連携を図るものとする。
 - (c)子会社の取締役及び使用人は、定期的に当社取締役会へ職務の執行状況の報告を行うものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の独立性に関する事項、及び監査役の当該使用人への指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役から求められた際に監査役と協議の上設置するものとする。
 - (b) 監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、異動等人事権に係る事項の決定には監査役の同意を得ることにより、独立性を確保するものとする。
 - (c) 監査役補助者が他部門の使用人を兼務する場合は、監査役の補助業務を優先し、監査役の指示に基づく調査・監査補助等の推進を妨げないものとする。
7. 当社及び当社グループの取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、次の事項を監査役に定期的及び随時報告するものとする。

 - (a) 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - (b) 法令及び定款に違反する重要な事項
 - (c) 取締役及び使用人の職務の執行に掛かる不正行為
 - (d) 取締役会及び経営会議等の重要な会議で決議された事項
 - (e) 内部監査の結果
 - (f) 内部統制システムの構築に関する事項
 - (g) 内部通報の内容及び状況
 - (h) その他職務遂行上、必要と判断した事項
8. 上記の報告をした者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った者に対し、当該報告したことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査役が、当社グループにおける会議の議事録、各種報告等の重要事項について閲覧できる体制を整えることとする。
 - (b) 代表取締役は、随時、監査役との会合をもち、会社の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取巻くリスクのほか、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、意思疎通を図ることとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

1. 主な会議の開催状況として、取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席しました。その他監査役会は15回、コンプライアンス委員会は4回、リスク管理委員会は4回開催いたしました。
2. 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
3. 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

-
- (注) 1. 本事業報告に掲げる金額、株式数等については、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てております。
2. 本事業報告に掲げる数値・情報は、特に記載のない場合、当事業年度末日のものであります。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,924,231	流動負債	6,656,226
現金及び預金	6,287,379	支払手形及び買掛金	1,181,015
受取手形及び売掛金	4,459,432	電子記録債務	1,276,781
有価証券	4,000,000	1年内返済予定の長期借入金	1,244,046
商品及び製品	1,610,001	未払金	927,505
原材料及び貯蔵品	652,379	未払法人税等	1,389,483
その他	915,327	製品保証引当金	74,372
貸倒引当金	△289	営業外電子記録債務	189,970
固定資産	11,408,626	その他	373,052
有形固定資産	10,462,502	固定負債	3,769,079
建物及び構築物	6,281,331	長期借入金	3,398,591
機械装置及び運搬具	2,586,209	退職給付に係る負債	241,653
土地	880,315	資産除去債務	51,855
建設仮勘定	188,736	その他	76,979
その他	525,910	負債合計	10,425,306
無形固定資産	525,946	(純資産の部)	
ソフトウェア	102,013	株主資本	18,456,150
ソフトウェア仮勘定	423,933	資本金	3,871,768
投資その他の資産	420,177	資本剰余金	3,640,368
投資有価証券	123,302	利益剰余金	10,944,679
繰延税金資産	221,593	自己株式	△666
その他	141,285	その他の包括利益累計額	451,400
貸倒引当金	△66,005	その他有価証券評価差額金	33,843
		繰延ヘッジ損益	37,048
		為替換算調整勘定	374,280
		退職給付に係る調整累計額	6,227
		純資産合計	18,907,551
資産合計	29,332,857	負債及び純資産合計	29,332,857

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	21,102,765
売上原価	10,910,945
売上総利益	10,191,820
販売費及び一般管理費	4,622,182
営業利益	5,569,637
営業外収益	
受取配当金	2,835
受取保険金	24,231
助成金収入	12,224
売電収入	22,295
為替差益	631,633
その他	18,544
営業外費用	
支払利息	44,384
支払補償費	18,541
売電費用	11,322
その他	4,738
経常利益	78,987
特別利益	6,202,415
固定資産売却益	610,057
投資有価証券売却益	6,138
特別損失	
固定資産除却損	28,018
生産拠点移転統合費用	91,000
税金等調整前当期純利益	119,018
法人税、住民税及び事業税	1,751,182
法人税等調整額	87,503
当期純利益	4,860,906
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	4,860,906

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年1月1日残高	3,864,402	3,633,002	6,324,162	△448	13,821,118
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	255	255			510
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	7,111	7,111			14,222
剰余金の配当			△240,389		△240,389
親会社株主に帰属する当期純利益			4,860,906		4,860,906
自己株式の取得				△218	△218
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	7,366	7,366	4,620,517	△218	4,635,031
2022年12月31日残高	3,871,768	3,640,368	10,944,679	△666	18,456,150

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
2022年1月1日残高	41,195	△6,535	301,315	△10,629	325,345	14,146,463
連結会計年度中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）					－	510
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）					－	14,222
剰余金の配当					－	△240,389
親会社株主に帰属する当期純利益					－	4,860,906
自己株式の取得					－	△218
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	△7,351	43,584	72,965	16,857	126,055	126,055
連結会計年度中の変動額合計	△7,351	43,584	72,965	16,857	126,055	4,761,087
2022年12月31日残高	33,843	37,048	374,280	6,227	451,400	18,907,551

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

恵和光電材料（南京）有限公司

台湾恵和股份有限公司

ソウル恵和光電株式会社

KEIWA Incorporated USA

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

a. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

b. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

a. 商品、製品及び原材料

主として総平均法

b. 貯蔵品

主として最終仕入原価法

③ デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～38年
機械装置及び車輛運搬具	4～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、当社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

また、在外連結子会社は、主として個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

製品の品質保証等に伴う支出に備えるため、過去の実績に基づく見積額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

c. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、光学シート事業においては、中小型液晶ディスプレイ用の光拡散フィルム「オパルス®」、直下型ミニLED液晶ディスプレイ用の複合拡散版「オパスキ®」等の製造及び販売、生活・環境イノベーション事業においては、包装資材、工程紙、建築用資材の他、クリーンエネルギー車・医療衛生向けフィルム等の製造及び販売、地球の絆創膏事業においては、屋根用保護シートの製造及び販売を行っております。

これらの販売について、主として顧客に商品及び製品を引き渡した時点で、顧客に商品及び製品の法的所有権、物理的占有、商品及び製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から取引の対価の支払いを受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。ただし、国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。また、輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。販売契約において、顧客の販売実績に応じた値引額を付して販売していることから、取引の対価の変動部分を見積り、取引価格に含めております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は下記のとおりであります。

イ. ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…製品輸出による外貨建売上債権

ロ. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

c. ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

d. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。その結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	10,462,502千円
無形固定資産	525,946千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、事業用資産について内部管理上の区分を基準としてグルーピングを行っており、処分予定資産（廃棄・売却等により処分が予定されている資産）及び遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行い、資産又は資産グループごとに減損の兆候判定を行っております。収益性が著しく低下した資産グループは固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、処分予定資産及び遊休資産も回収可能価額にまで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。なお、減損損失を認識するかの判定および使用価値の算定に際して用いられる将来キャッシュ・フローは、経営環境などの外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の情報に基づき、合理的な仮定を以て計算しております。

減損の兆候把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、翌連結会計年度に減損処理が必要となる資産又は資産グループが生じる可能性があります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症について、今後の広がり方や収束時期を正確に予測することは困難ですが、当連結会計年度における当社グループの事業活動へ与える影響は限定的でありました。したがって、連結計算書類作成時点において入手可能な情報に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると仮定して、繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、収束時期の長期化、事態の深刻化等により、当社グループの事業活動に支障が生じる場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	2,950,903千円
土地	481,755千円
計	3,432,659千円

上記資産のうち、工場財団抵当に供している資産

建物及び構築物	128,207千円
土地	21,282千円
計	149,489千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	871,368千円
長期借入金	1,574,959千円
計	2,446,327千円

上記債務のうち、工場財団に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	362,401千円
長期借入金	524,590千円
計	886,992千円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	16,246,949千円
----------------	--------------

3. 期末日満期手形に関する注記

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日及び振込期日をもって決済処理をしております。なお、事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形	38,107千円
------	----------

(連結損益計算書に関する注記)

1. 固定資産売却益

固定資産売却益の主な内容は、旧T-site（東京工場）、旧K-site（九州工場）等の土地及び建物等の売却益610,057千円であります。

2. 投資有価証券売却益

投資有価証券売却益の主な内容は、その他有価証券等の売却益であります。

3. 固定資産除却損

固定資産除却損の主な内容は、旧T-site（東京工場）等の建物及び構築物9,689千円、機械装置及び運搬具6,748千円、その他（工具、器具及び備品）等11,581千円であります。

4. 生産拠点移転統合費用

当社グループは、前連結会計年度に引き続き、当連結会計年度においても生活・環境イノベーション事業（旧機能製品事業）における生産体制のリノベーションの一環として、生産集約に伴う工場移転統合を実施しております。これにより発生した費用を生産拠点移転統合費用として、特別損失に91,000千円計上しております。その内訳は、機械等資産の移設費用等72,118千円、解体費用等17,985千円、再就職支援費用897千円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	9,615,835	12,879	—	9,628,714

(注) 1. 普通株式の増加数の内訳は、新株予約権の権利行使による10,000株、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による2,879株であります。

2. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月29日 定時株主総会	普通株式	240,389	25.00	2021年12月31日	2022年3月30日

(注) 1. 2021年12月期期末配当額25.00円には、特別配当15.00円が含まれております。

2. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の配当額で記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2023年3月27日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	722,130	75.00	2022年12月31日	2023年3月28日

(注) 1. 2022年12月期期末配当額75.00円には、特別配当25.00円、記念配当25.00円が含まれております。

2. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の配当額で記載しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業活動を行うための資金需要に基づき、必要な資金を主に金融機関からの借入等により調達しております。資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融商品に限定して運用しております。

またデリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクにさらされております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、時価の変動リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、概ね6ヵ月以内の支払期日であります。また、外貨建て債務は、為替の変動リスクにさらされております。

借入金は運転資金及び設備投資等の資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクにさらされております。

デリバティブ取引は、外貨建て営業債権に係る為替相場の変動によるリスクを回避する目的で、為替予約取引を行っております。また、変動金利での借入金の調達資金を固定金利の資金調達に換えるため、金利スワップ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」に記載されている「(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項 ④重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程及び債権管理細則に従い、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより、財務状況等の悪化等による債権回収懸念の早期把握やその軽減を図っております。

② 市場リスク（市場価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建て営業債権の一部については、為替の変動リスクに対して為替予約を利用してヘッジしております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

デリバティブ取引については、社内規程に基づき、担当部門が個別の取引を行い、その取引内容は、定期的に担当役員に報告を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（※2）を参照ください。）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 その他有価証券	123,102	123,102	—
資産計	123,102	123,102	—
長期借入金（※3）	4,642,637	4,605,605	△37,031
負債計	4,642,637	4,605,605	△37,031
デリバティブ取引（※4）	53,399	53,399	—

（※1）「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「有価証券（譲渡性預金）」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「未払金」「未払法人税等」「営業外記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	200

（※3）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（※4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しています。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	123,102	—	—	123,102
デリバティブ取引	—	53,399	—	53,399
資産計	123,102	53,399	—	176,502

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	4,605,605	—	4,605,605
負債計	—	4,605,605	—	4,605,605

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約取引の時価は、取引金融機関等から提示された価格等を用いて評価しており、レベル2の時価に分類しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(下記「長期借入金」参照)

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上収益は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社グループの報告セグメントを主要な製品別等に分解した場合の内訳は、次のとおりであります。なお、その他の源泉から認識された収益に重要性はありません。

	(単位：千円) 当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
光学シート事業	
ノートパソコン・タブレット	14,659,743
スマートフォン	511,132
モニター・他、高機能フィルム	2,291,541
小計	17,462,417
生活・環境イノベーション事業	
包装資材	1,554,394
工程紙・建材	1,398,010
クリーンエネルギー資材	390,791
農業資材・他	271,980
小計	3,615,176
地球の絆創膏事業	
屋根補修材・他	25,171
小計	25,171
連結損益計算書計上額	21,102,765

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 3. 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項 ② 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要なものはありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	981円86銭
1 株当たり当期純利益	252円46銭

(注) 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(株式分割)

当社は、2022年11月29日開催の取締役会決議に基づき、2023年1月1日付で株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2022年12月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 9,628,714 株

今回の分割により増加する株式数 9,628,714 株

株式分割後の発行済株式総数 19,257,428 株

株式分割後の発行可能株式総数 46,000,000 株

(3) 分割の日程増加する株式数

基準日公告日 2022年12月12日

基準日 2022年12月31日

効力発生日 2023年1月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

(その他の注記)

連結計算書類中の記載金額は、単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,309,281	流動負債	6,144,764
現金及び預金	4,018,687	支払手形	45,427
受取手形	740,044	電子記録債務	1,276,781
売掛金	3,620,469	買掛金	1,052,377
有価証券	4,000,000	1年内返済予定の長期借入金	1,244,046
商品及び製品	1,383,258	未払金	926,897
原材料及び貯蔵品	641,083	未払法人税等	1,167,015
未収消費税等	672,951	製品保証引当金	74,372
その他	233,360	営業外電子記録債務	189,970
貸倒引当金	△574	その他	167,875
固定資産	11,626,546	固定負債	3,701,230
有形固定資産	9,980,819	長期借入金	3,398,591
建物	6,172,423	退職給付引当金	249,084
構築物	72,027	資産除去債務	51,855
機械及び装置	2,227,513	その他	1,700
車輛運搬具	59,564	負債合計	9,845,994
工具、器具及び備品	378,552	(純資産の部)	
土地	880,315	株主資本	17,018,947
建設仮勘定	186,939	資本金	3,871,768
その他	3,484	資本剰余金	3,640,368
無形固定資産	512,469	資本準備金	3,640,368
ソフトウェア	88,536	利益剰余金	9,507,476
ソフトウェア仮勘定	423,933	利益準備金	57,500
投資その他の資産	1,133,256	その他利益剰余金	9,449,976
投資有価証券	123,293	固定資産圧縮積立金	3,205
関係会社株式	33,513	別途積立金	1,400,000
出資金	3,393	繰越利益剰余金	8,046,771
関係会社出資金	694,220	自己株式	△666
長期前払費用	4,468	評価・換算差額等	70,885
繰延税金資産	211,414	その他有価証券評価差額金	33,836
その他	63,953	繰延ヘッジ損益	37,048
貸倒引当金	△1,000	純資産合計	17,089,832
資産合計	26,935,827	負債及び純資産合計	26,935,827

損 益 計 算 書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	18,674,008
売上原価	9,769,157
売上総利益	8,904,850
販売費及び一般管理費	4,567,814
営業利益	4,337,035
営業外収益	
受取配当金	35,443
受取保険金	24,231
売電収入	22,295
為替差益	536,409
その他	19,938
営業外費用	
支払利息	42,952
支払補償費	18,541
売電費用	11,322
その他	3,801
経常利益	4,898,735
特別利益	
固定資産売却益	610,057
投資有価証券売却益	6,138
特別損失	
固定資産除却損	27,779
生産拠点移転統合費用	91,000
税引前当期純利益	5,396,152
法人税、住民税及び事業税	1,383,544
法人税等調整額	16,944
当期純利益	3,995,663

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日 から)
(2022年12月31日 まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計		利益準備金
2022年1月1日残高	3,864,402	3,633,002	3,633,002		57,500
事業年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	255	255	255		
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	7,111	7,111	7,111		
剰余金の配当					－
当期純利益					－
固定資産圧縮積立金の取崩					－
自己株式の取得					－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）					－
事業年度中の変動額合計	7,366	7,366	7,366		－
2022年12月31日残高	3,871,768	3,640,368	3,640,368		57,500

	株主資本						
	利益剰余金					自己 株式	株主資本合計
	その他利益剰余金				利益剰余金 合計		
	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
2022年1月1日残高	3,791	1,400,000	4,290,911	5,752,202	△448	13,249,158	
事業年度中の変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）				－		510	
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）				－		14,222	
剰余金の配当			△240,389	△240,389		△240,389	
当期純利益			3,995,663	3,995,663		3,995,663	
固定資産圧縮積立金の取崩	△585		585	－		－	
自己株式の取得				－	△218	△218	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				－		－	
事業年度中の変動額合計	△585	－	3,755,860	3,755,274	△218	3,769,788	
2022年12月31日残高	3,205	1,400,000	8,046,771	9,507,476	△666	17,018,947	

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
2022年1月1日残高	41,195	△6,535	34,659	13,283,817
事業年度中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）			—	510
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）			—	14,222
剰余金の配当			—	△240,389
当期純利益			—	3,995,663
固定資産圧縮積立金の取崩			—	—
自己株式の取得			—	△218
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△7,358	43,584	36,226	36,226
事業年度中の変動額合計	△7,358	43,584	36,226	3,806,014
2022年12月31日残高	33,836	37,048	70,885	17,089,832

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

a. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

b. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

評価基準は原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

a. 商品、製品及び原材料

総平均法

b. 貯蔵品

最終仕入原価法

(3) デリバティブ

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	5～38年
構築物	10～30年
機械及び装置	4～17年
車輛運搬具	4～8年
工具、器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品の品質保証等に伴う支出に備えるため、過去の実績に基づく見積額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、光学シート事業においては、中小型液晶ディスプレイ用の光拡散フィルム「オパルス®」、直下型ミニLED液晶ディスプレイ用の複合拡散版「オパスキ®」等の製造及び販売、生活・環境イノベーション事業においては、包装資材、工程紙、建築用資材の他、クリーンエネルギー車・医療衛生向けフィルム等の製造及び販売、地球の絆創膏事業においては、屋根用保護シートの製造及び販売を行っております。

これらの販売について、主として顧客に商品及び製品を引き渡した時点で、顧客に商品及び製品の法的所有権、物理的占有、商品及び製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から取引の対価の支払いを受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。ただし、国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。また、輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。販売契約において、顧客の販売実績に応じた値引額を付して販売していることから、取引の対価の変動部分を見積り、取引価格に含めております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は下記のとおりであります。

イ. ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…製品輸出による外貨建売上債権

ロ. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

c. ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

d. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(2) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。その結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 9,980,819千円

無形固定資産 512,469千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「(会計上の見積りに関する注記)」の内容と同一であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)
連結注記表「(追加情報)」の内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	2,932,102千円
構築物	18,801千円
土地	481,755千円
計	3,432,659千円
上記資産のうち、工場財団抵当に供している資産	
建物	121,945千円
構築物	6,261千円
土地	21,282千円
計	149,489千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	871,368千円
長期借入金	1,574,959千円
計	2,446,327千円
上記債務のうち、工場財団に対応する債務	
1年内返済予定の長期借入金	362,401千円
長期借入金	524,590千円
計	886,992千円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 15,792,921千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権 2,090,850千円
短期金銭債務 53,016千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 7,059,442千円

仕入高 4,052千円

販売費及び一般管理費 441,312千円

営業取引以外の取引高

受取配当金 32,607千円

2. 固定資産売却益

固定資産売却益の主な内容は、旧T-site（東京工場）、旧K-site（九州工場）等の土地及び建物等の売却益610,057千円であります。

3. 投資有価証券売却益

投資有価証券売却益の主な内容は、その他有価証券等の売却益であります。

4. 固定資産除却損

固定資産除却損の主な内容は、旧T-site（東京工場）等の建物及び構築物9,689千円、機械装置及び運搬具6,547千円、その他（工具、器具及び備品）等11,542千円であります。

5. 生産拠点移転統合費用

当社は、前事業年度に引き続き、当事業年度においても生活・環境イノベーション事業（旧機能製品事業）における生産体制のリノベーションの一環として、生産集約に伴う工場移転統合を実施しております。これにより発生した費用を生産拠点移転統合費用として、特別損失に91,000千円計上しております。その内訳は、機械等資産の移設費用等72,118千円、解体費用等17,985千円、再就職支援費用897千円であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	70,039千円
棚卸資産評価減	46,446千円
製品保証引当金	22,772千円
退職給付引当金	76,269千円
資産除去債務	13,216千円
減損損失	28,821千円
その他	49,300千円
繰延税金資産小計	306,867千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△62,753千円
評価性引当額小計	△62,753千円
繰延税金資産合計	244,113千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△14,933千円
繰延ヘッジ損益	△16,351千円
その他	△1,414千円
繰延税金負債合計	△32,699千円
繰延税金資産純額	211,414千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
住民税均等割	0.3%
試験研究費等の税額控除額	△3.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2%
評価性引当額の減少	△0.2%
その他	△1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.0%

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、車両運搬具の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	恵和光電材料 (南京) 有限公司	所有 直接100%	当社製品の 加工・販売 役員の兼務	製品の販売 (注)	7,056,439	売掛金	2,080,482

取引条件及び取引条件の決定方針等は、市場価格を勘案して、合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

連結注記表「(収益認識に関する注記)」の内容と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 887円47銭

1株当たり当期純利益 207円52銭

(注) 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(株式分割)

連結注記表「(重要な後発事象に関する注記)」の内容と同一であります。

(その他の注記)

計算書類中の記載金額は、単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

恵和株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 目 細 実

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 信 之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、恵和株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、恵和株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

恵和株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 目 細 実
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 田 信 之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、恵和株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月21日

恵和株式会社 監査役会

常勤監査役 小林 俊 朗 ㊟

社外監査役 小林 雅 和 ㊟

社外監査役 山 本 美 愛 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋茅場町1丁目5-8

東京証券会館 8階



交通

東京メトロ ● 東西線・● 日比谷線 「茅場町駅」 8番 出口直結

東京メトロ ● 銀座線・● 東西線 「日本橋駅」 C2 出口より徒歩6分

都営地下鉄 ● 浅草線 「日本橋駅」 D2 出口より徒歩4分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。